

医師3人に委嘱

放射線健康管理アドバイザー

放射線に対する健康管理について、適切な情報の発信と専門的な見地からのアドバイスを受けるため、9月1日付けで3人の医師に「広野町放射線健康管理アドバイザー」を委嘱しました（再任。平成24年9月1日から継続）。任期は平成28年8月31日までです。今年度も、放射線管理アドバイザーの協力を受けて、放射線と健康に関する相談会や講演会

を実施します。
熊谷 敦史氏（公立大学法人福島県立医科大学災害医療総合学習センター副センター長）
小鹿山博之氏（馬場医院院長）
高野 英男氏（医療法人養高会理事長・高野病院院長）

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

訪問相談会を行っています

放射線相談室

広野町放射線相談室が11月中に開催予定の巡回相談会は下表のとおりです。放射線に関する不安や相談したいことがある人は、ぜひお越しください。参加者全員での対話の後、個別の相談もお受けします。Dシャトル（町が配布した小さい線量計）の読出しも実施しますのでお持ちの人はご持参ください。

開催日	会場	時刻
11月9日（月）	亀ヶ崎地区集会所	午前11時半～正午
11月11日（水）	いわき市高久第四応急仮設住宅集会所	午後2時～3時
11月19日（木）	いわき市常磐迎応急第二仮設住宅集会所	午後2時～3時
11月30日（月）	いわき市四倉鬼越応急仮設住宅集会所	午後2時～3時
	いわき市四倉工業団地応急仮設住宅集会所	午後3時～4時

問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773

相馬税務署

年末調整説明会を開催します

相馬税務署は、以下のとおり平成27年分年末調整説明会を開催します。

- 日時 11月24日（火）午後1時半～3時半（受付開始は午後1時）
- 場所 広野町中央体育館2階ミーティングルーム
- その他 駐車場の利用台数には限りがあります。

年末調整関係用紙は、税務署に届けられた住所あてに送付済みです。電話でお問い合わせのときは、音声案内で2番を選択してください。

問 相馬税務署 法人課税第一部門 ☎0244-36-3111

電話相談の取り組みを強化

女性の人権ホットライン

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、電話相談の取組を強化します。相談は、無料で秘密は守られます。人権擁護委員及び法務局職員が対応しますので、お気軽にご相談ください。

- 日時 11月16日（月）～22日（日）午前8時半～午後7時

（11月21日（土）と22日（日）は午前10時から午後5時まで）
※強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く。）も、午前8時半から午後5時15分まで、相談に応じています。

■電話 0570-070-810（全国共通ナビダイヤル）

問 福島地方法務局 人権擁護課 ☎024-534-1994

お気軽にお問い合わせを

広野町地震津波被災者等住宅再建支援事業補助金

東日本大震災において、津波または地震により被災した住宅の再建支援を通じて住民の定着を促し、復興に向けて、住民の早期の生活再建を支援するため、津波または地震被害を受けた住民の住宅の再建などに要する費用の一部について支援します。対象となる人は、早めに申請してください（申請期限は平成33年3月31日）。また、自分自身がこの制度の対象となるのかどうか分からない人は、お気軽にお問い合わせください。

■補助の対象者

- ・津波・地震被災住宅のうち次の条件をすべて満たす世帯
 - ア 平成23年3月11日において町内の津波浸水区域内の持ち家に居住していた世帯
 - イ 東日本大震災による住宅のり災証明書の発行を受け、町内に住宅の建設または購入を行う世帯については、住宅のり災程度が大規模半壊以上の世帯（半壊でやむを得ず解体した世帯を含む）。ただし、住宅の修繕を行う世帯については、住宅のり災程度が半壊以上の世帯
- ・町内に住宅の建設または購入を行う転入者で、次のすべてを満たす者
 - ア 平成23年3月11日において町外の持ち家に居住していた者
 - イ 東日本大震災による住宅のり災証明書の発行を受け、り災程度が大規模半壊以上の者（半壊でやむを得ず解体した者を含む）
 - ウ 平成23年3月11日に居住していた自治体による防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業および本制度と同様の支援制度の補助を受けない者

■補助の対象経費

	住宅の建設・購入 （土地購入含む）	住宅の修繕	災害公営住宅の 譲渡	町外への移転
津波・地震被災住宅	○	○	×	×
町外からの転入者	○	×	—	—

■制度概要

○津波・地震被災住宅

区分	被災の程度	補助率	上限額
住宅の建設又は購入 （住宅用地の購入含む）	大規模半壊以上（半壊で解体したもの含む）	1/10※	250万円
	大規模半壊以上	1/10※	150万円
住宅の修繕	半壊	1/10	50万円

○町外からの転入者

区分	被災の程度	補助率	上限額
住宅の建設又は購入 （住宅用地の購入含む）	大規模半壊以上（半壊で解体したもの含む）	1/10※	20万円

※受給した被災者生活再建支援金（加算支援金）を控除したあとの補助率

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

広野中卒業生であれば参加できます

広野町成人式

平成28年広野町成人式を次のとおり開催します。対象者には10月中に案内と参加申込書を送付する予定です。10月末までに届かない場合は、公民館へ連絡してください。

- 日時 平成28年1月10日（日）午前10時開始（午前9時半受付開始）
- 会場 広野町中央体育館

■対象者 平成7年4月2日～平成8年4月1日までの間に生まれた人で広野町に住所がある人（平成22年度広野町立広野中学校卒業生であれば、住所がなくても対象となります）

問 生涯学習課（公民館内） ☎0240-27-3244